

掛川市規則第 1 1 号

掛川市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 2 3 年 3 月 3 1 日

掛川市長

(別紙)

掛川市税条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市税条例施行規則（平成17年掛川市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 納税課長及び市税課長
- (2) 納税課及び市税課に勤務する職員

様式第22号中「市役所税務課」を「市役所 課」に、

「

掛川市 税務課長	印
-------------	---

」を

「

掛川市 課長	印
-----------	---

」に改める。

様式第23号中「市役所税務課」を「市役所 課」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。